

青森県報

第三千二百九十三号

平成二十二年
九月二十四日
(金曜日)

告 示

土地改良区の定款変更の認可
右 同 (県民地域) : 四

青森県告示第六百二十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十二年十月二十三日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十二年九月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

道路の区域の変更.....(道路課) : 一

公 告.....(人事課) : 二

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示.....

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する

同法第十条第二項の規定による公告.....(県民生活課) : 二

建設業者の許可の取消し.....(県八地局) : 二

右 同.....(県西北地局) : 三

出先機関

土地改良区の役員の就任及び退任.....(県中南地局) : 三

図面 番号	道路 種類の	路線名	変 更 の 区 間	変更の 前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
1	県道	大鰐浪岡線	弘前市大字乳井字岩ノ上三四の一から 弘前市大字薬師堂字岡本七九の一まで 弘前市大字乳井字岩ノ上四の一から 弘前市大字薬師堂字岡本七〇の一八まで	前	一五・〇〇メートルから 一三・〇〇メートルまで	一、六二四・八〇メートル	
				後	一四・五〇メートルから 三九・〇〇メートルまで	一、九九三・〇〇メートル	

公 告

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十二年九月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 特定役務の名称及び数量
統合庶務システム賃金支給機能追加等改修業務委託一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県総務部人事課
青森市長島一丁目の一
- 三 契約の方法
随意契約
- 四 契約の相手方を決定した日
平成二十二年八月十二日
- 五 契約の相手方の名称及び住所
富士電機システムズ株式会社
東京都品川区大崎一丁目一の一
- 六 契約金額
五千五百六十五万円
- 七 随意契約の理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十条第一項第二号の規定を適用して随意契約によることとした。
- 八 契約の相手方を決定した手続
予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方としたものである。

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十二年九月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 申請のあった年月日
平成二十二年九月二日
 - 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人地域生活自立支援センターメンタル・ケア・サポート
 - 三 代表者の氏名
江刺家 幸枝
 - 四 主たる事務所の所在地
八戸市大字田面木字赤坂二六の七
 - 五 定款に記載された目的
この法人は、八戸市及び周辺市町村の高齢者や精神障害者に対し、地域生活をすすめるために必要とされる生活支援を行い、福祉の向上と自立に寄与することによって、誰もが住みよい社会を目指すことを目的とする。
- 建設業者の許可の取消し
- 建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。
- 平成二十二年九月二十四日
- 青森県知事 三 村 申 吾
- 一 商号又は名称 八戸液化ガス株式会社
 - 二 代表者の氏名 大黒 裕明

- 三 主たる営業所の所在地 八戸市卸センター二丁目六の二七
- 四 許可番号 青森県知事許可(般 一七)第九八七九号
- 五 取消年月日 平成二十二年九月七日
- 六 取消しに係る建設業の許可
建築、大工、屋根、タイル・れんが・ブロック、内装仕上工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十二年八月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十二年九月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社シラカワ住研
- 二 代表者の氏名 白川 順一
- 三 主たる営業所の所在地 五所川原市大字広田字榊森五四の九四
- 四 許可番号 青森県知事許可(般 一九)第一三八〇四号
- 五 取消年月日 平成二十二年八月二十六日
- 六 取消しに係る建設業の許可
とび・土工工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成二十二年七月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良区の役員就任及び退任

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、平川土地改良区から、次のとおり役員就任及び退任の届出があつたので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十二年九月二十四日

中南地域県民局長 深 澤 守

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就任及び退任 の 年 月 日
理事	小山内健一	平川市大光寺一滝本一五三	平成 三・八三就任
	今井 誠弘	館山下扇田五六	
	成田 司	大坊福田一四の六	
	小林喜代司	苗生松上東田七六の二	
	齋藤 博彦	弘前市大字石川字石川一三五の一	
	二本柳敏夫	平川市石畑岡元一七の一	
	今井 幸彦	松館浅井七五の二	
	岩淵 義美	原田稲元四三の一〇	
	船越 榮造	本町北柳田二八の五	
	成田 富則	大坊前田九〇の一	
	奈良 文明	館田前田八五	
	中畑 勝江	岩館村元四六の三	
	鎌田 雄一	柏木町東田二二三の二	
監事	古川 昭二	柏木町柳田一一二	
	今井 仍	松崎亀井二の一	
	堀口 忠明	石郷村元一一四	
	小山内健一	大光寺一滝本一五三	三・八三退任
理事	杉田利八郎	館田中前田一〇七の八	
	今井 誠弘	館山下扇田五六	
	須々田勝男	本町北柳田七六の一	

